

議案第71号

日進市道路占用料条例の一部改正について

日進市道路占用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月2日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、これに準じて占用料の額等を改定するため、日進市道路占用料条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 占用料の徴収について、日単位又は月単位の徴収の規定を加える。
- (2) 別表の占用料の額及び徴収単位を改める。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市道路占用料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市道路占用料条例(昭和61年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項</u>に規定するガス事業者が設けるガス管</p> <p>(8)～(13) 略</p> <p>(占用料の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、別表第3欄に掲げる単位のうち占用の期間が1日又は1月の占用物件に係る占用料は、市長が定めた日から1月以内に前項の納入通知書により一括して徴収する。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">道路占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占用物件の種類</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>占用料(単位円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本1年につき</td> <td style="text-align: right;">1,100</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1本1年につき</td> <td style="text-align: right;">1,600</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>1本1年につき</td> <td style="text-align: right;">2,200</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本1年につき</td> <td style="text-align: right;">940</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1本1年につき</td> <td style="text-align: right;">1,500</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件の種類	区分	単位	占用料(単位円)	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,100	第2種電柱	1本1年につき	1,600	第3種電柱	1本1年につき	2,200	第1種電話柱	1本1年につき	940	第2種電話柱	1本1年につき	1,500	<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項</u>に規定するガス事業者が設けるガス管</p> <p>(8)～(13) 略</p> <p>(占用料の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">道路占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占用物件の種類</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>占用料(単位円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本1年につき</td> <td style="text-align: right;">840</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1本1年につき</td> <td style="text-align: right;">1,300</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>1本1年につき</td> <td style="text-align: right;">1,700</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本1年につき</td> <td style="text-align: right;">750</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1本1年につき</td> <td style="text-align: right;">1,200</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件の種類	区分	単位	占用料(単位円)	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	840	第2種電柱	1本1年につき	1,300	第3種電柱	1本1年につき	1,700	第1種電話柱	1本1年につき	750	第2種電話柱	1本1年につき	1,200
占用物件の種類	区分	単位	占用料(単位円)																																						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,100																																						
	第2種電柱	1本1年につき	1,600																																						
	第3種電柱	1本1年につき	2,200																																						
	第1種電話柱	1本1年につき	940																																						
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500																																						
占用物件の種類	区分	単位	占用料(単位円)																																						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	840																																						
	第2種電柱	1本1年につき	1,300																																						
	第3種電柱	1本1年につき	1,700																																						
	第1種電話柱	1本1年につき	750																																						
	第2種電話柱	1本1年につき	1,200																																						

		つき	
	第3種電話柱	1本1年に つき	<u>2,100</u>
	その他の柱類	1本1年に つき	<u>94</u>
	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	<u>9</u>
	地下電線その他地 下に設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	<u>6</u>
	路上に設ける変圧 器	1個1年に つき	<u>920</u>
	地下に設ける変圧 器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>570</u>
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年に つき	<u>1,900</u>
	郵便差出箱	1個1年に つき	<u>790</u>
	略		
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1,900</u>
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>40</u>
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>57</u>
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>85</u>
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>110</u>
	外径が0.2メー トル	長さ1メ	<u>170</u>

		つき	
	第3種電話柱	1本1年に つき	<u>1,700</u>
	その他の柱類	1本1年に つき	<u>75</u>
	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	<u>8</u>
	地下電線その他地 下に設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	<u>5</u>
	路上に設ける変圧 器	1個1年に つき	<u>740</u>
	地下に設ける変圧 器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>450</u>
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年に つき	<u>1,500</u>
	郵便差し出し箱	1個1年に つき	<u>630</u>
	略		
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1,500</u>
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>32</u>
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>45</u>
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>68</u>
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>90</u>
	外径が0.2メー トル	長さ1メ	<u>140</u>

	ル以上0.3メートル未満のもの	一ト1年につき	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	230
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	400
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	570
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,900
法第32条第1項第5号に掲げる施設	その他のもの	略	
		占用面積1平方メートル1年につき	1,900
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	23に1.1を乗じて得た額(占用の期間が1月以上の場合は、23)
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	230
令第7条第1号に掲げる物件	看板(ア一時的に設けるものを除く。)	表示面積1平方メートル1月につき	230

	ル以上0.3メートル未満のもの	一ト1年につき	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	180
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	320
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	450
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	900
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
法第32条第1項第5号に掲げる施設	その他のもの	略	
		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
法第32条第1項第6号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	2,300
令第7条第1号に掲げる物件	看板	表示面積1平方メートル1年につき	2,300

	その他のもの	表示面積 1平方メートル1年につき	2,300
標識		1本1年につき	1,500
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23に1.1を乗じて得た額(占用の期間が1月以上の場合は、23)
	その他のもの	1本1月につき	230
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートル1日につき	23に1.1を乗じて得た額(占用の期間が1月以上の場合は、23)
	その他のもの	その面積 1平方メートル1月につき	230
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300
	その他のもの	1基1月につき	1,100
令第7条第2号に掲げるもの		占用面積 1平方メートル1年につき	1,900
令第7条第3号に掲げるもの		占用面積 1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額

標識		1本1年につき	1,200
その他のもの		占用面積 1平方メートル1年につき	2,300
令第7条第2号に掲げるもの		占用面積 1平方メートル1年につき	1,500
令第7条第3号に掲げるもの		占用面積 1平方メートル1年につき	1,000

の		年につき	
令第7条 第4号及 び第5号 に掲げる もの		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	230
令第7条 第6号及 び第7号 に掲げる もの		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	190
令第7条 第8号に 掲げるも の	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下(当該路面下の 地下を除く。)に設 けるもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.015 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.034 を乗じて 得た額
令第7条 第9号に 掲げるも の	建築物	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.015 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.01 を乗じて 得た額
令第7条 第10号に 掲げるも の	建築物	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.024 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.01 を乗じて 得た額
令第7条 第11号に 掲げるも の	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.015 を乗じて 得た額

の		年につき	
令第7条 第4号か ら第11号 までに掲 げるもの		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	2,300

	上空に設けるもの	占用面積	Aに0.024				
		1平方メ	を乗じて				
		ートル1	得た額				
		年につき					
	その他のもの	占用面積	Aに0.034				
		1平方メ	を乗じて				
		ートル1	得た額				
		年につき					
令第7条 第12号に 掲げるもの		占用面積	Aに0.034				
		1平方メ	を乗じて				
		ートル1	得た額				
		年につき					
令第7条 第13号に 掲げるもの	トンネルの上又は 自動車専用道路 (高架のものに限 る。)の路面下に設 けるもの	占用面積	Aに0.015				
		1平方メ	を乗じて				
		ートル1	得た額				
		年につき					
	上空に設けるもの	占用面積	Aに0.024				
		1平方メ	を乗じて				
		ートル1	得た額				
		年につき					
	その他のもの	占用面積	Aに0.034				
		1平方メ	を乗じて				
		ートル1	得た額				
		年につき					
備考				備考			
1～4 略				1～4 略			
5 Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された評価額を表すものとする。							
6 占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。							

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。